

石川県主要農作物種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の優良な種子（以下「優良種子」という。）の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 種子管理団体 県内における主要農作物の種子の品質の向上と安定供給に関する事業を行う法人その他の団体であつて知事が指定するものをいう。
- 三 種子生産団体 種子の生産に関わる農業協同組合その他の農業関係団体（種子管理団体を除く。）をいう。
- 四 指定種子生産ほ場 第五条第一項に規定する種子計画に基づき指定を受けたほ場をいう。

(県の責務)

第三条 県は、優良種子の生産及び普及に係る施策（以下この条、第四条及び第九条において「種子施策」という。）を計画的に推進するとともに、職員の育成、配置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、種子施策の推進に当たっては、種子管理団体及び種子生産団体との連携を図るものとする。

3 知事は、種子の生産者、種子管理団体及び種子生産団体に対し、優良種子の生産及び普及のために必要な情報を提供し、又は助言若しくは指導を行うものとする。

(種子管理団体等の役割)

第四条 種子管理団体及び種子生産団体は、県が実施する種子施策に積極的に協力するとともに、種

子の生産者に対する支援に努めるものとする。

(種子計画の策定)

第五条 知事は、毎年度、優良種子の生産に関する計画（以下この条において「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 優良種子の種類及び品種
 - 二 優良種子の種類別及び品種別の需給の見通しに関する事項
 - 三 優良種子の種類別及び品種別の生産量に関する事項
 - 四 優良種子のほ場の指定に関する事項
 - 五 その他優良種子の安定的な供給に関する事項
- 3 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。

(ほ場審査及び発芽審査)

第六条 指定種子生産ほ場の経営者（以下この条において「指定種子生産者」という。）は、次に掲げる知事の審査を受けなければならない。

- 一 ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することを用いる。）
- 二 発芽審査（指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否について審査することを用いる。）
- 2 前項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が別に定める。
- 3 第一項各号に掲げる審査は、指定種子生産者の請求によって行う。
- 4 知事は、指定種子生産者から前項の規定による請求があったときは、当該職員に必要な審査を行わなければならない。

5 前項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 知事は、第四項の審査の結果を、当該審査を請求した指定種子生産者に対して通知するものとする。

(原種等の生産)

第七条 知事は、優良種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原種(以下この条において「原種等」という。)の生産を行うものとする。

2 知事は、原種等の生産を適正かつ確実に行うことができるものと認めるときは、原種等の生産を委託することができる。

3 知事は、災害等により必要な原種等の生産が困難な場合は、購入その他の方法により当該原種等を確保することができる。

(人材の育成等)

第八条 県は、優良種子の生産及び普及を推進するため、種子の生産者の育成及び確保並びに種子の生産技術の継承に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、種子施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に知事が指定する者によって策定されている優良種子の生産に関する計画については、第五条第一項の規定により策定された種子計画とみなすことができる。